

令和5年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（令和5年3月9日）

議事日程（第3号）……………81

日程第1 一般質問……………83

1. 原田周一 議員……………83

2. 藤本英樹 議員……………87

令和5年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月9日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 原田周一 議員
2. 藤本英樹 議員

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場 哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本 精	議員
	6番	宇佐美 まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
教育	長	奥村博巳	君
都市整備政策	監	星野欽也	君
総務担当	理事	奥谷 明	君
建設事業担当	理事	垣内清文	君

教 育 次 長	黒 川 剛 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君
税 住 民 課 長	廣 島 照 美 君
福 祉 課 長	中 村 浩 二 君
健 康 対 策 課 長	立 原 信 子 君
子 育 て 支 援 課 長	岩 井 直 子 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
産 業 観 光 課 長	田 村 徹 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み どり 君
社 会 教 育 課 課 長 補 佐 兼 社 会 教 育 課 課 長 事 務 代 理	岡 崎 貴 子 君
生 涯 学 習 推 進 本 部 次 長	馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（浅田晃弘） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○10番（原田周一） 改めまして、皆さん、おはようございます。

私の質問に関して、昨日の各議員の町長の答弁を聞いて、ほぼ答えも出ていたようにも思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

第5次総合計画以後のまちづくりについてお尋ねいたします。

本町住民憲章は町制施行25周年の1981年・昭和56年11月5日に制定されました。今年で42年経過していますが、今、読み返しても非常に分かりやすく、我々住民に取りましてもなるほどと思わされるような憲章でございます。

前文では「わたくしたち宇治田原町住民は、郷土を愛し、誇りをもって活力あるまちづくりをめざして、ここに憲章を定めます。この憲章は、住民の総意に基づいて定められたことを喜び、わたくしたちはすすんでくらしの中にかします。」とうたわれ、5つの項目で構成されております。今回の質問に際して、改めて憲章とは何ぞやとの思いから少し調べてみました。

憲章とは、重要で根本的なことを定めた取決め、特に基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約とのことが記されております。私は住民憲章が町制施行の原点であるとの認識から施政方針が発表されると、住民憲章と総合計画を見比べることとしております。私が宇治田原町に居住してから20年を超え、また議員としても14年の歳月が経過しました。また町長におかれても、就任以来、丸10年が経過しました。私の居住年は今年で23年になりますが、当初の10年間とその後の10年間では本町は大きく変わりました。

住み始めた当時、開発業者からの説明では、山手線の全線開通・新名神の開通・307号線の改修など、青写真では本町は大きく変わっていくとの期待が述べられておりました。しかし現実はどうでしょうか。各計画の進捗はというと、山手線南バイパスは国道307号線から栗所までで行き止まり、また、第1南北線も約半分のところで行き止

まり、西の山集団茶園は、私の議員当初の14年前に聞いた計画では、教育や社会教育関係にも利用できる茶工場などの話など、今日ではうわさにも上らないような現状であります。この間、景気動向のこともありました、先の見えない10年ではなかったかと思えます。

また、工業団地においても通勤時間の問題から、従業員確保の困難さから撤退した企業もありました。そんな中においても住民のためにと町職員の方々の頑張っている姿は今でも印象に残っております。

1万人強の人口も9,000人を下回るところまで、また小泉政権下で凍結されていた新名神高速道路の建設計画は、その後、当時の民主党政権下で関係各位のご努力により、工事凍結解除決定を契機に、本町はまちづくりに向けて動き始めました。

施政方針にも述べられているように、大きく変革する道路網事情のよい環境の中で、西谷町長は役場庁舎の移転を初め、関係機関への働きかけ等により、山手線の全線開通などに向けたまちづくりをスタートさせました。現在進行中の第5次総合計画もあと2年、令和7年で10年間の基本構想及び基本計画の後期6年間も終了いたします。

今後、新たに第6次基本構想及び基本計画が作成されると思いますが、現時点でこういったまちづくりの計画が進行する中、現住民や新規に移住定住を望む方々、また、現在操業中の企業、新たに進出を検討している企業などに対して、2050年の30年後に向けた夢のあるまちづくりに向けてお聞かせください。これから作成される計画のこともありますが、現住民及び先ほどの今後の移住定住を望む住民の方々、そして操業中の企業、進出を検討している企業に対して発信していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

新たなデジタル技術の活用などにより、社会は我々の社会生活を含めて大きく変わると思えます。先ほどのなぜ30年かと言いますと、生まれた子どもが成人し、家庭を構えて子育て中といったスパンがよく言われるのが30年のスパンでございます。そういった意味で、町長就任10年を経過した現在、10年間を振り返り公約の自己評価、総括について、大きなポイントでございますけれども、絞ってお答えください。

と同時に、先ほどの30年後に向けた夢あるまちづくりについてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

一般質問も2日目となりましたが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、原田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

町長就任10年目の節目に総括の機会をいただき、誠にありがとうございます。

これまでの振り返りをいたしますと、私は今このまちで暮らす住民の皆様はもちろん、未来に希望と責任が持てる、活力と魅力あるまちづくりに心血を注いでまいったところでございます。

その土台となります拠点づくりとみちづくりに関しまして、シビック交流拠点のシンボルともいふべき役場新庁舎がこの地に完成し、令和2年7月から供用開始させていただくことができました。

また、都市計画道路宇治田原山手線については、一丁目一番地施策として、住民会議の皆様をはじめとする関係者一丸となった取組が結実し、その必要性を京都府にもお認めいただく中で、切れ目ない整備について、京都府の強力な後押しを得ながら、着実に進めてまいったところでございます。

また、未来づくりにつながる子育てと学びへの投資については、病児・病後児保育制度の導入や、学童保育施設の整備などによって、仕事と子育ての両立を支えるとともに、まちの未来、まちの宝である子どもたちの夢を応援し、可能性を広げ、その心に郷土愛を育むため、このまちならではの視点で種々の取組に注力をしてまいったところでございます。

こうした取組の成果は一朝一夕に図れるものではございませんが、決して欠かすことのできない重点施策として、これからも熱量を絶やさず取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 私が冒頭、住民憲章のことを申し上げたのは、制定から42年経過していますが今でも非常に分かりやすく、今の我々町民にとってもなるほどと思うような憲章であります。自然豊かな環境と今や世界に誇る伝統産業が息づく本町にふさわしい文言になっていると思いますし、5つの項目には自然と歴史を大切に・郷土の産業の振興・人とのつながりなどしっかりと表記されております。次代を担う子どもたちにもしっかりと受け継いでほしいと思います。

施政方針の中で総合計画についても、第6次計画に着手することになると述べられています。おのこの計画の作業を進めるに当たり、SDGsの理念を各所に落とし込みながら、持続可能なまちづくりを行っていくことを共通の認識として取り組むと表明され

ております。

SDGsは2030年を目標とした国際社会の共通の目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されていると記されています。私の胸にもバッジをつけていますが、このバッジは清掃工場に持ち込まれた廃棄金属を利用して作成されたものであります。

第5次まちづくり総合計画のまちづくり戦略の基本目標の新たな視点の中の3番目の項目として、新しい時代に向けた取組へのチャレンジとして、関係人口の確保やSDGsに関連した考え方を踏まえた取組の検討と明記されております。

第6次総合計画においては、どのような考え方でまちづくりを進めていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 町政を預かる身として、時には厳しい政策選択を行いながら、この10年は将来に備えた投資に重点化してまいりましたが、全ては未来へバトンをつなぐ責任として、20年、30年、そして50年先も笑顔と活気にあふれた宇治田原町を続けていくためにほかなりません。

2015年に国連サミットで採択されましたSDGsは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けたグローバルな開発目標ですが、持続可能な目標とは将来世代のニーズを損なうことなく、また、現在の世代のニーズを満たすことでもあり、まちづくりを進める上でも共通する尊重すべき理念であります。

次期まちづくり総合計画は、こうした理念を各所に取り入れながら、これから2か年をかけて取り組むこととなりますが、変化の激しい時代にあっても、住民憲章に掲げる「郷土を愛し、誇りをもって活力あるまちづくりを進める」姿勢は不変であります。このまちの将来をどう描いていくか、夢のあるまちづくりを住民の皆様と共に考えてまいりたいと存じますので、ご理解、またご支援賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○10番（原田周一） 第6次総合計画の策定に関しまして、町長の昨日からの答弁、またただいまの答弁にもありましたように、次代を担う子どもたちのためにも、本町の特色である自然環境の保全にも配慮した計画の作成に取り組んでいただくことを切に希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございます。

た。

○議長（浅田晃弘） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 7番、藤本英樹でございます。

通告に従いまして、3月定例会一般質問、最後の質問者として質問させていただきます。

1問目は茶業、林業、古老柿と地場産業の活性化について質問をいたします。

まず茶業について、本町の特産品である緑茶はここ数年、遅霜による被害やコロナ禍の影響、また外国人観光客の減少に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響による原材料価格の高騰に伴う生産コストの上昇などにより、十分な収穫と売上げを確保することができず、茶生産農家をはじめ茶販売業者の方々は経済的に大変苦慮されている現状です。そのような中で地場産業を守るべく、国や府と協力し、本町でも様々な補助金や助成金を生産農家の方々に配慮していただきました。

政府のコロナ対策は今後、緊急事態宣言やまん延防止施策を取ることなく、5月8日をもって不測の事態が生じない限り、5類感染症に変更される見通しではございますが、特に生産農家が安定的に生産業を営むためにも、また、本町の特産品の普及拡大のためにも、もっともっと宇治田原のお茶をPRする施策を考えられないか、確認いたしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答えを申し上げます。

藤本議員ご指摘のとおり、茶生産農家、また販売業者におかれては依然として厳しい経営環境にあるものと認識をしており、本町としても肥料や燃料油等の価格高騰対策として、町内生産者・商工業者の皆様への支援に努めてまいったところでございます。今後も国や京都府の動向に応じて、必要な対応をしてみたいと考えておるところでございます。

お茶のPRについてはこれまで、お茶の京都観光まちづくり推進事業の中で、お茶の京都DMOや京都府観光連盟等と連携して、様々なPRに努めてまいりましたが、近年、農林水産物・食品の輸出が海外市場でも高い評価を得ており、2022年の輸出額は1兆4,000億円を超え、10年連続で過去最高を記録したとの報道など、海外市場も注目されておるところでございます。

本町特産品の中でも、緑茶におきましては今後も伸びゆく品目であり、本町で生産さ

れた高品質な緑茶は、国内のみならず海外でも受け入れられるものと考えており、町内でも既に海外輸出に取り組み、成果を上げられておる茶販売業者もおられます。

日本緑茶発祥の地としての強みを生かし、ふるさと宇治田原で生産されたおいしいお茶を、さらに国内外の市場に広く周知していけるよう、独立行政法人日本貿易振興機構 J E T R O や茶業関係団体とも連携しながら情報発信等を行い、販路拡大につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 本町には新たな集団茶園として、西ノ山、大福、禅定寺とございます。大福と禅定寺につきましては、まだ苗の育成段階で収穫は数年後となりますが、それぞれの産地で生産された緑茶には特徴があると思います。その特徴を生かせるような集団茶園のブランド化を茶販売業者や J A とともに協議し、商品化を検討できないか、確認したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 茶生産の効率化等を図るべく、西ノ山や大福、また禅定寺などにおいて集団茶園の造成が進み、まちといたしましても日本緑茶発祥の地、宇治田原として国内外に発信できる味わい深い緑茶が将来にわたり生産されていくことに大きな期待を寄せておるところでございます。

議員ご提案の集団茶園のお茶のブランド化や商品化につきましては、昨年末に湯屋谷地域で地域の農家の茶葉を集めた「煎茶やんたん」を販売していただいたことなど、町としても集団茶園や地域の特色を生かした茶葉のブランド化は、本町茶業振興の非常に有効な販路拡大手法になるものと考えておるところでございます。

私は、町内で生産されたお茶はどのお茶も非常においしく、多くの方に味わっていただきたいと考えておりますが、生産地ごとに味や香りが少しずつ違うように、茶園ごとの特色を飲み比べていただき、その味や香りに畑の地形や生産者の思いなどを感じていただければと思っておるところでございます。例えば、ふるさと納税にいろいろな茶園のお茶を1つのパッケージとし、利き茶セットのような返礼品などを加えることができれば、各ご家庭でも飲み比べ、味の違いを気軽に感じていただけるのではないかと考えております。

今後、生産農家や販売業者、J A にも働きかけ、ブランド化やふるさと納税の返礼品での商品化など、積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご提案いただき

ました藤本議員にもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 現在、農林水産大臣賞も受賞されました若手茶業者と生産者らで産地に特化したブランド茶「大道寺」、「禅定寺」の販売をされており、ふるさと納税の返礼品としてもご協力いただいております。集団茶園ごとに西ノ山、大福、禅定寺といったネーミングで、それぞれの産地で生産されました茶葉をブレンドして、宗円交遊庵やんたんやJ A宇治茶の郷、今後開業されます新名神高速道路大津サービスエリアでの販売、また町長ご提案のふるさと納税返礼品に利き茶として加えるなど、ブランド化による効果が期待できるのではないかと思いますので、ご検討よろしくお願いたします。

微力ながら私も緑茶発祥の地を広く知ってもらえますよう、協力させていただきたいと思っております。

次に、林業について質問いたします。

令和6年度からいよいよ森林環境税が本格的に施行されます。現在、森林整備に向け地権者への意向確認や境界の明確化などを行っておられますが、森林経営管理事業が本格導入され、森林管理を担う山林が増えてまいります。

本町には森林組合が設立されており、今後は町と協議しながら森林組合が森林管理を担うこととなるかと思っております。ただし、本町の森林組合の職員は事務職であり、森林を整備する労務班はございません。森林整備に係る労務者が今後必要になってくると考えた府も、平成24年に京都府立林業大学校を設立し、林業従事者の育成などにご尽力いただいておりますが、本町では若い世代の就林までには及んでおりません。また、個人で林業に従事されている方も、年々高齢化により減少傾向になってきております。

近年、府は府内産木材の利用促進に力を入れておられ、これまでは切捨て間伐を中心とした森林整備で対応されておりましたが、今後は木材の搬出量を増やし、建築用材として利用できるよう、搬出皆伐に向けた取組を行っていかれる方針でございます。

本町の小規模な林業家では、大型林業重機などを個人で購入することは経済的にも難しいと思われまます。森林組合が中心となって作業班を設置し、搬出皆伐を実施できるような体制を整えるため、フォワーダー（運搬機）、プロセッサ（造材機）、グラップル（集材・積込機）などの大型林業重機の導入について、森林環境譲与税の活用を検討できないか確認したいと思っております。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 森林環境税が、令和6年度から国税として1人年額1,000円を徴収されるようになり、都道府県・市町村に配分される森林環境譲与税も増額される見込みでございます。

議員ご指摘のとおり、これまで以上に森林の整備・管理の重要性は増してきており、本町では本年度からいわゆる放置森林の整備を進める森林経営管理事業に本格的に着手したところであります。森林環境譲与税の主な目的は森林経営管理事業を進め、放置森林をなくすなど、森林を守ることでございます。

このため、同事業を推進すべく、林業従事者や林業経営体の育成・確保も非常に重要なことであります。そのことから、森林環境譲与税を大型林業重機導入に活用することも可能でございます。

今後、森林組合等からの要望をお聞きする中で、ほかの先進自治体での取組事例も参考といたしまして、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策に充てられることになっております。今回提案いたしました搬出皆伐につきましては、森林環境譲与税の目的である木材の利用促進にもつながります。この森林環境譲与税を活用して、森林整備に向けた取組を強化していただきたいと思っておりますので、ご検討のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、本町の特産品でもある古老柿について質問いたします。

江戸時代から緑茶のお供としても生産されてきておりました古老柿ですが、全国的にもつるし柿や干し柿は多く存在しておりますが、いずれも軒先でつるして仕上げる工程を取っておられます。

本町の古老柿は大きいもので5階建ての柿屋を建て、渋柿を天日干しして箕の上で躍らせることで甘みを出し、白い粉を吹かせて完成させる製法を現在でも取っておられます。昔は町内に柿屋が建ち始めると正月も近いと思っておりましたが、近年では生産者が減少し、柿屋の数も15年前の3分の1となり、10軒ほどの農家が生産されているという現状でございます。生産量の減少、後継者の問題等もあり、将来的には本町の特産品である古老柿が絶滅する可能性も秘めております。

お正月の風物詩でファンも多い古老柿を本町としても残しておくべきだと考えますが、その点について本町の考えを確認したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 藤本議員ご指摘のとおり、生産方法や歴史など多くの魅力を有する本町の古老柿は、高齢化に伴い柿の皮をむかれる作業者が減少し、柿取りや、また柿屋建ての危険な高所作業などの影響もあって、生産者、また生産量が年々減少しておるところでございます。

毎年、11月頃から柿屋が建ち始める本町の風景は、本町でしか見られない景色でありまして、人々の心を引きつけるふるさとの原風景として、将来にわたって継承すべき本町固有の資産であると考えておるところでございます。

町といたしましても、各小学校で開催している古老柿の体験教室を継続実施するとともに、PR冊子を改定するなど、JAの生産部会をはじめとする生産者や関係機関とも連携する中で、生産方法の継続と魅力発信等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 本町古来からの伝統品を絶やすことのないよう、行政としてもバックアップしていただきますよう、よろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、防災活動について質問をいたします。

まず、消防団について。

平素より自身の仕事を持ちながら、本町の火災、防災、また風水害時等の水防活動に対応いただいております消防団について、まずもって敬意を表したいと思います。

さて、人口減少の中、消防団につきましても年々団員確保が難しくなっており、活動に支障が出てきているような状況ではないかと危惧しております。その要因といたしまして、昔は本町の就労者は農業者もしくは地元での就職が中心であり、また、長男は家計を継ぎ、婚姻しても同居するのが当たり前という時代背景があったため、各地区に若い世代が居住していたと思われれます。しかしながら、近年では農業就労者の減少、就業範囲の拡大、婚姻後の生活様態の変化などにより、若い世代の地元離れが進んでおり、その結果、消防団に入団する方も減少してきております。

そのため、消防団活動の基本である操法選手の選定などが、新しい団員が入ってこないため、何度も同じ団員が選手に選定されるなど、各支部団員の負担も増えてきております。このような状況は本町に限ったことではなく、全国各地で起こっているものであ

りますし、操法訓練を断念された自治体もあると聞いております。

私も消防団支部長、本部分団長を経験して感じることは、ポンプ操法訓練は機材の操作方法や消火のノウハウ、ホースの取扱い方など基本を習得できるような動作を取り入れており、体で覚えることは事故やけが防止につながるだけではなく、実践未経験者でも有事の際に役立つ訓練であると認識しております。

また、小隊訓練は各支部の団員同士の横のつながり、連携を養うことができ、団結力、結束力が高まると思っております。訓練に参加して町長査閲で披露することで、地域、地元を守る消防団としての絆が生まれるものと確信しております。実際に小隊訓練を実施した支部は、その後の数年間は出席率もよく、結束力も高くなっております。それに付随して団員の家族にも防災意識が高まり、さらに地域の防災力も向上するものと思います。

ここ最近、コロナの影響もあり、団体で行う訓練なども中止されてきておりましたが、コロナ前の生活に戻りつつある昨今、これからの消防団活動、特に操法訓練や小隊訓練などをはじめとする消防団活動の維持、向上のため、団員の確保が大きな課題と思われませんが、町としてどのように取り組むのか確認したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご指摘のとおり、全国的に消防団員が減少している中、本町においても消防団員の確保が年々難しくなっている状況であり、消防団におかれども、消火や防災活動の基礎となる操法訓練や小隊訓練等において、年々人員の確保にご苦勞いただいております。その反面、近年、各種災害が多様化・激甚化する中において、消防団員の役割、必要性は大変重要となっております。

そのような中、町と消防団が連携を図る中、各種の団員確保策を講じているところでございます。具体的な例といたしましては、町広報紙やホームページの活用、消防団独自のかわらばん発行はもちろんのこと、消防団に積極的に協力してくださる事業所等の表示制度、大学生等の就職活動を支援する学生消防団活動認証制度、消防団員に対する優遇サービスを提供いただく消防団応援店事業などに取り組んでおり、さらには毎年二十歳のつどいの当日、新成人に対して個別勧誘を行うなど、新規団員の確保につながる努力を実施していただいているところでございます。

また、このような状況の打開策の一つとして、昨年末には、女性ならではの視点を生かして、主に火災予防などの広報・啓発活動を中心に担っていただくべく、7名の女性消防団員に入団いただき、組織の強化を図っているところでございます。

今後も引き続き消防団と連携・協力しながら、これらの取組をさらに推進し、団員の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 例えば、各種操法大会の参加につきましては、各支部単位ではなく分団単位での選抜に変更し、各支部の選手確保負担を軽減させるような取組や、消防団総合訓練につきましても、参加団員の確保がネックとなってきております。今後は各分団から2支部を選定して合同で実施する、もしくは分団ごとの中隊訓練に変更するなど、訓練参加方法、大会参加方法の抜本的な見直しも必要であると考えます。

将来的に継続した団員確保と消防団活動を実践していく意味でも、今後の訓練方法などについて消防団と十分協議していただき、気軽に入団していただき、団員が活動しやすい環境づくりを目指し、団員が確保できるように検討し、恒常的な活動の一環としていただきたいと思います。

では、先ほどの答弁でもございましたが、女性消防団について質問をいたします。

令和4年12月14日、7名の新入団員を迎えて発足いたしました宇治田原町女性消防団について、本町を災害や火災から守るという趣旨にご賛同いただき、常日頃より防災意識の高い方々に入団いただきましたことに、まずもって敬意を表したいと思います。

発足当初は基本的に広報活動が中心となってくるかと思われませんが、以前より私が提案してきております女性防災士の育成について、女性消防団の方々にも、ぜひとも資格を取得していただきたいと思います。その点について、本町の考えを確認したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 本町の防災・減災対策に関する取組の一環として、去る2月5日に開催しました防災講演会では、講師の菅原康雄様より「隗より始めよ～侮るな地域力～」と題し、東日本大震災で被災された経験等を交えながら、ふだんから向こう三軒両隣で顔の見える関係を築くことや、防災・減災に女性の力を生かすことの大切さについて、大変貴重なご講演をいただき、自主防災会や多くの防災士の方々にもご参加いただいたところでございます。

本町では、南海トラフ地震等の自然災害に備えるため、防災士の育成は急務であると認識しており、毎年防災士資格の取得費用を全額支援する中で、防災士の確保に努めております。

こうしたことから、令和5年度におきましては、先般発足いただきました女性消防団員における資格取得に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 以前、総務建設常任委員会で視察にお伺いいたしました広島市安佐地区の女性消防団の方々は、皆さん防災士の資格を保有されておられました。答弁でも述べられておりましたが、2月5日に実施されました防災講演会の中でも、避難所の運営には絶対に女性目線が必要だと訴えられておられましたし、私も同感でございます。

毎年、数名でも結構ですので、できる限り女性防災士の資格を取得していただき、万一の災害における避難所運営の知識を身につけていただけますよう、計画的に育成のほうをよろしくお願い申し上げます。

質問の最後となりましたが、職員管理や秘書広報業務、とりわけ本町の安心・安全のために昼夜を問わずご尽力いただきました青山課長が今月末をもちまして定年退職されるとお伺いいたしました。37年間の長きにわたり、これまでの奉職に敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後はこれまでの行政経験を生かし、新たな形でふるさと宇治田原のためお力添えをいただくことをお願い申し上げまして、3月定例会一般質問を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会します。

次回は3月16日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 原 田 周 一